

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本村の人口は、昭和 22 年をピーク（5,165 人）に、戦後の経済成長による都市への人口流出が始まってから年平均 40 人程度の減少を続けている。平成 30 年 4 月 1 日現在では、2,317 人となっており、65 歳以上人口は 975 人（42.0%）と高齢化が進んでいる。人口動態から見た人口の推移では、平成 36 年に人口 1,970 人となり、65 歳以上人口は 902 人（45.8%）と推計される。

産業構造については、全 155 事業所のうち、土木・建設業が 58、木工業が 16、サービス業が 10 となっており、そのほぼ全数が中小企業である。こうした中小企業は、現在、深刻な人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、中小企業者の衰退、消費・経済活動の低迷により、さらなる人口減少が懸念される。このため、中小企業者の先端設備の導入を促す事により、人手不足に対応した基盤を構築するとともに、後継者不足による産業の衰退に歯止めをかけ、村内中小企業の成長、発展を推進する。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規程に基づく導入促進基本計画を策定し、村内中小企業の労働生産性を向上させることにより、人手不足、後継者不足に対応した基盤構築を図るため、先端設備等導入計画の認定事業所数について年間 1 件を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本村の産業は、農林業、木材・木製品製造業、サービス業等多岐に渡り、多様な業種が経済雇用を支えている。これらの多種多様な産業の生産性向上を実現するためには、多様な設備投資を支援する必要があることから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本村は、総面積 8,709ha の内、約 90%が山林である。村の中心を流れる白川に沿って広域に中小企業者が点在している事から、対象地域は村内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

本村の産業は、農林業、木材・木製品製造業、サービス業等多岐に渡り、それらの業種が経済雇用を支えている。これらの産業で広く生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上を実現するための事業者の取り組みは、新商品の開発、ITの導入における業務の効率化などをはじめ、多種多様である。したがって、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・雇用の確保を図るため、人員削減のみを目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展を図るため、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められる場合については、先端設備等導入計画の対象としない。
- ・計画認定にあたっては、提出された先端設備等導入計画が導入促進指針及び本計画に適合するかどうか確認するため、必要に応じ申請事業者に追加資料の提出、聞き取り調査を行う事ができるものとする。